

○尚絅学院大学 安全保障貿易管理に対する基本方針

2025年4月1日 制定

本学は、国際的な平和及び安全を維持しつつ研究・教育活動、及び国際交流活動を推進するにあたり、安全保障貿易管理に対する基本方針を次の通り設け、適切な運営を行います。

1) 体制整備

安全保障貿易管理体制を構築します。学長を安全保障貿易管理統括責任者とし、安全保障貿易管理委員会を中心とした管理体制を設けます。

安全保障貿易管理委員

- (1) 副学長（教学担当） 委員長として委員会を統括する。
- (2) 研究科長
- (3) 大学事務部長
- (4) 教育研究支援課長
- (5) 委員長が指名する教職員 若干名

外国為替及び外国貿易法

2) 啓発活動

教職員に対し、安全保障輸出管理の重要性と関連法規についての教育を定期的を実施します。経済産業省のハンドブック等を活用して理解と意識の向上を図ります。

3) 技術提供等に対する対応

技術や情報の海外提供や貨物輸出の「外国為替及び外国貿易法（外為法）」への抵触等について、機関として事前の確認を行います。外国人研究者や留学生の受け入れ、研究者の海外派遣時には、技術や情報の取扱いに最新の注意を払うとともに、必要に応じて審査並びに監査を実施します。

4) 法令遵守の徹底

安全保障貿易管理に関する法令や規則を厳守し、重大な不正が発生した場合は、速やかに関係機関へ報告し、再発防止策を講じます。